

(参 考)

採用昇任等基本方針（平成 21 年 3 月 3 日閣議決定）（抄）

4 その他職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

（ 1 ）人事交流の推進

ウ 民間との間の人事交流の推進

複雑多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できるよう、人材の育成、行政運営の活性化等を図るため、職務の特殊性等を踏まえつつ、官民人事交流制度、任期付職員制度等を積極的に活用し、官民の人事交流の拡充を図る。その際、関係法令の定めるところに従い、官民癒着等の国民の懸念が生じないように、制度を的確に運用する。